

国家税务总局关于在新办纳税人中实行增值税专用发票电子化有关事项的公告  
国家税务总局公告2020年第22号

为全面落实《优化营商环境条例》，深化税收领域“放管服”改革，加大推广使用电子发票的力度，国家税务总局决定在前期宁波、石家庄和杭州等3个地区试点的基础上，在全国新设立登记的纳税人（以下简称“新办纳税人”）中实行增值税专用发票电子化（以下简称“专票电子化”）。现将有关事项公告如下：

一、自2020年12月21日起，在天津、河北、上海、江苏、浙江、安徽、广东、重庆、四川、宁波和深圳等11个地区的新办纳税人中实行专票电子化，受票方范围为全国。其中，宁波、石家庄和杭州等3个地区已试点纳税人开具增值税电子专用发票（以下简称“电子专票”）的受票方范围扩至全国。

自2021年1月21日起，在北京、山西、内蒙古、辽宁、吉林、黑龙江、福建、江西、山东、河南、湖北、湖南、广西、海南、贵州、云南、西藏、陕西、甘肃、青海、宁夏、新疆、大连、厦门和青岛等25个地区的新办纳税人中实行专票电子化，受票方范围为全国。

实行专票电子化的新办纳税人具体范围由国家税务总局各省、自治区、直辖市和计划单列市税务局（以下简称“各省税务局”）确定。

二、电子专票由各省税务局监制，采用电子签名代替发票专用章，属于增值税专用发票，其法律效力、基本用途、基本使用规定等与增值税纸质专用发票（以下简称“纸质专票”）相同。电子专票票样见附件。

三、电子专票的发票代码为12位，编码规则：第1位为0，第2-5位代表省、自治区、直辖市和计划单列市，第6-7位代表年度，第8-10位代表批次，第11-12位为13。发票号码为8位，按年度、分批次编制。

四、自各地专票电子化实行之日起，本地区需

国家稅務總局：新規納稅者における増値稅專用發票電子化の実施関連事項に関する公告  
国家稅務總局公告 2020 年 22 号

《ビジネス環境最適化条例》を全面的に実行し、税収分野の「放管服（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革を深化させ、電子發票の使用推進度を強化するため、国家稅務總局は、前段階の寧波・石家莊および杭州などの3地区における試行を基礎として、全国の新たに設立・登記する納稅者（以下、新規納稅者）に対して増値稅專用發票の電子化（以下、専用發票電子化）を実行することを決定した。ここに関連事項を以下の通り公告する：

一、2020年12月21日より、天津・河北・上海・江蘇・浙江・安徽・広東・重慶・四川・寧波および深圳などの11地区の新規納稅者に対して専用發票電子化を実行し、發票受領者の範囲は全国とする。このうち寧波・石家莊および杭州などの3地区のすでに試行を行っている納稅者が発行する増値稅電子専用發票（以下、電子専用發票）の發票受領者の範囲を全国に拡大する。

2021年1月21日より、北京・山西・内モンゴル・遼寧・吉林・黒竜江・福建・江西・山東・河南・湖北・湖南・広西・海南・貴州・雲南・チベット・陝西・甘肅・青海・寧夏・ウイグル・大連・厦門および青島などの25地区の新規納稅者に対して専用發票電子化を実行し、發票受領者の範囲は全国とする。

専用發票電子化を実行する新規納稅者の具体的な範囲は、国家稅務總局の各省・自治区・直轄市および計画単列市稅務局（以下、各省稅務局）が確定する。

二、電子専用發票は、各省稅務局が監督し、發票専用印に代えて電子署名を採用し、増値稅專用發票に属する場合、その法的効力・基本用途・基本的な使用規定などは、紙ベースの増値稅專用發票（以下、紙ベース専用發票）と同一である。電子専用發票のサンプルは、付属文書を参照すること。

三、電子専用發票の發票コードは12桁であり、コード規則は以下である：1桁目は0、2～5桁目は省・自治区・直轄市および計画単列市、6～7桁目は年度、8～10桁目は回次、11～12桁目は13を表示する。發票番号は8桁とし、年度・回次に基づき作成される。

四、各地の専用發票電子化の実行日より、当該

<p>要开具增值税纸质普通发票、增值税电子普通发票（以下简称“电子普票”）、纸质专票、电子专票、纸质机动车销售统一发票和纸质二手车销售统一发票的新办纳税人，统一领取税务UKey开具发票。税务机关向新办纳税人免费发放税务UKey，并依托增值税电子发票公共服务平台，为纳税人提供免费的电子专票开具服务。</p> <p>五、税务机关按照电子专票和纸质专票的合计数，为纳税人核定增值税专用发票领用数量。电子专票和纸质专票的增值税专用发票（增值税税控系统）最高开票限额应当相同。</p> <p>六、纳税人开具增值税专用发票时，既可以开具电子专票，也可以开具纸质专票。受票方索取纸质专票的，开票方应当开具纸质专票。</p> <p>七、纳税人开具电子专票后，发生销货退回、开票有误、应税服务中止、销售折让等情形，需要开具红字电子专票的，按照以下规定执行：</p> <p>（一）购买方已将电子专票用于申报抵扣的，由购买方在增值税发票管理系统（以下简称“发票管理系统”）中填开并上传《开具红字增值税专用发票信息表》（以下简称《信息表》），填开《信息表》时不填写相对应的蓝字电子专票信息。</p> <p>购买方未将电子专票用于申报抵扣的，由销售方在发票管理系统中填开并上传《信息表》，填开《信息表》时应填写相对应的蓝字电子专票信息。</p> <p>（二）税务机关通过网络接收纳税人上传的《信息表》，系统自动校验通过后，生成带有“红字发票信息表编号”的《信息表》，并将信息同步至纳税人端系统中。</p> <p>（三）销售方凭税务机关系统校验通过的《信息表》开具红字电子专票，在发票管理系统中以销项负数开具。红字电子专票应与《信息表》一一对应。</p>	<p>地区の紙ベースの増値税普通発票・増値税電子普通発票（以下、電子普通発票）・紙ベース専用発票・電子専用発票・紙ベースの自動車販売統一発票および紙ベースの中古車販売統一発票を発行する必要がある新規納税者は、税務 UKey を統一で受領して発票を発行する。税務機関は、新規納税者に無料で税務 UKey を交付し、併せて増値税電子発票公共サービスプラットフォームにより、納税者に無料の電子専用発票発行サービスを提供する。</p> <p>五、税務機関は、電子専用発票および紙ベース専用発票の合计数に基づき、納税者の増値税専用発票の使用量を査定する。電子専用発票および紙ベース専用発票の増値税専用発票（増値税コントロールシステム）の最高発票発行限度額は同一でなければならない。</p> <p>六、納税者は、増値税専用発票を発行する場合、電子専用発票を発行することも、紙ベース専用発票を発行することもできる。発票受領者が紙ベース専用発票を要求する場合、発行者は、紙ベース専用発票を発行しなければならない。</p> <p>七、納税者は、電子専用発票の発行後、販売済商品の返品・発票の発行ミス・課税サービスの中止・売上の値引などの状況が発生し、赤字電子専用発票を発行する必要がある場合、以下の規定に基づき執行する：</p> <p>（一）購入者がすでに電子専用発票を控除申告に使用している場合、購入者が増値税発票管理システム（以下、発票管理システム）において《赤字増値税専用発票発行情報表》（以下、《情報表》）を記入かつアップロードするが、《情報表》の記入時には相応する青字電子専用発票情報は記入しない。</p> <p>購入者が電子専用発票を控除申告に使用していない場合、販売者が発票管理システムにおいて《情報表》を記入かつアップロードし、《情報表》の記入時には相応する青字電子専用発票情報を記入しなければならない。</p> <p>（二）税務機関がネットワークを通じて納税者がアップロードした《情報表》を受け取り、システム自動検証を通過した後、「赤字発票情報表番号」のある《情報表》が形成され、同時にその情報は納税者サイドのシステムにも反映される。</p> <p>（三）販売者は、税務機関のシステム検証通過済の《情報表》により赤字電子専用発票を発行する場合、発票管理システムにおいて売上負数にて発行しなければならない。赤字電子専用発票</p>
--	--

<p>(四) 购买方已将电子专票用于申报抵扣的, 应当暂依《信息表》所列增值税税额从当期进项税额中转出, 待取得销售方开具的红字电子专票后, 与《信息表》一并作为记账凭证。</p> <p>八、受票方取得电子专票用于申报抵扣增值税进项税额或申请出口退税、代办退税的, 应当登录增值税发票综合服务平台确认发票用途, 登录地址由各省税务局确定并公布。</p> <p>九、单位和个人可以通过全国增值税发票查验平台 (<a href="https://inv-veri.chinatax.gov.cn">https://inv-veri.chinatax.gov.cn</a>) 对电子专票信息进行查验; 可以通过全国增值税发票查验平台下载增值税电子发票版式文件阅读器, 查阅电子专票并验证电子签名有效性。</p> <p>十、纳税人以电子发票 (含电子专票和电子普票) 报销入账归档的, 按照《财政部 国家档案局关于规范电子会计凭证报销入账归档的通知》(财会〔2020〕6号) 的规定执行。</p> <p>十一、本公告自2020年12月21日起施行。</p> <p>特此公告。</p> <p>附件: 增值税电子专用发票 (票样)</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2020年12月20日</p>	<p>は、《情報表》と一対一で符合していなければならない。</p> <p>(四) 購入者がすでに電子専用發票を控除申告に使用している場合、暫時、《情報表》に列記された増値税税額を当期の売上税額から除き、販売者が発行する赤字電子専用發票の取得後に、《情報表》と合わせて記帳エビデンスとする。</p> <p>八、發票受領者は、電子専用發票を取得して増値税売上税額の控除を申告あるいは輸出税還付の申請・税還付代理手続きを行う場合、増値税發票総合サービスプラットフォームにログインして發票用途を確認しなければならず、ログイン用アドレスは、各省税務総局が確定かつ公布する。</p> <p>九、単位および個人は、全国増値税發票検査プラットフォーム (<a href="https://inv-veri.chinatax.gov.cn">https://inv-veri.chinatax.gov.cn</a>) を通じて電子専用發票について検査を行うことができる; 全国増値税發票検査プラットフォームを通じて増値税電子發票のフォーマット・ファイルリーダーをダウンロードして、電子専用發票を調べて電子署名の有効性を検証することができる。</p> <p>十、納税者は、電子發票 (電子専用發票および電子普通發票を含む) により清算・記帳・保管を行う場合、《財政部 国家档案局: 電子會計証憑の清算・記帳・保管の規範化に関する通知》(财会[2020]6号) の規定に基づき執行する。</p> <p>十一、本公告は、2020年12月21日より施行する。</p> <p>特にここに公告する。</p> <p>付属文書: 増値税電子専用發票 (サンプル) (掲示省略)</p> <p style="text-align: right;">国家税務総局 2020年12月20日</p>
--	--